県職員の皆さん 自転車に乗るときは へルメット着用です!!

道路交通法が改正され、令和5年4月1日から 法律でも全ての自転車利用者の

ヘルメット清開が努力義務となります。

山形県では、「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」 により、<u>令和元年から</u>自転車乗車時の<u>ヘルメット着用を努力義務</u>として います。

県内では高校生以上の着用率が非常に低く、<u>県民の模範となって、私</u> たちが率先して自転車用ヘルメットを着用することが必要です。

県職員互助会の指定施設等利用券が、一部店舗(※)にて<u>自転車</u> 用ヘルメットの購入にも利用 することが可能です!

※イオングループ、モンベルグループ

まだ自転車用ヘルメットをお持ちでない皆さんは、ぜひこれを機会に購入して、 着用してください。

山州株交通安全シンボルマーク



(すいのちを守るため、ヘルメットは正しく着用しましょう)

- 頭のサイズに合ったヘルメットを選びましょう。
- 先端がまゆ毛の上にくるように、左右均等・水平にかぶりましょう。
- ☑ あご紐は、指が1本入る程度に調整し、しっかり締めましょう

?では、なぜヘルメットを着用することが大切なのでしょうか。

Q.「どこを守ることが大切ですか?」答えは「頭部」です

自転車事故における死者の負傷部位 (H30~R4合計 県警察調べ)



非常に軽く、こちらは約 300gです



Q.「ヘルメットの効果は?」

ヘルメット着用状況別の致死率

(H29~R3合計 警察庁分<mark>析)</mark> **ミネは「明らかに有効」です** (%)

答えは<u>「明らかに有効」</u>です

ヘルメットを着用していないと、 自転車事故での致死率は、 約2.2 倍も高くなります。



大切な命(頭部)を守るために、1番有効なのは『ヘルメット』です。 自転車用のヘルメットは、とても軽くて、様々な種類があります。 自分に合ったお気に入りのものを選び、自転車に乗るときは、 命を守る『ヘルメット』を着用してください!!

※お子さんには、保護者の皆さんがかぶらせるようにしましょう。

加入して いますか?

山形県では

目転車保険

(損害賠償責任保険)

への加入が必要です。

令和2年7月1日から

「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき 自転車利用者(※)の加入が義務となりました。

(※ 未成年者の場合はその保護者、自転車利用事業者及び自転車貸付事業者も対象)

自転車の事故で加害者に なると・・・

こんな高額賠償事例に

なることも・・・

賠償命令額

9, 521万円



自転車に乗った男子小学生が歩行中の女性と衝突。

女性は頭部を骨折し、意識が戻らない状態になり、監督責任を問われた 母親に損害賠償命令。

まずは、裏面で加入の確認をしてみましょう



※ 学校においては、通学等での自転車利用者の保険加入を確認してください。

人人人 山形県 消費生活・地域安全課 電話 023(630)2682

